

(通則)

第1条

本約款は、東日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する「新潟観光ドライブパス」（以下「本商品」といいます。）について適用します。

(定義)

第2条

本約款の中で使用する用語は、それぞれ次の各号に定めるところによります。

- ETC 無線通信 ETC システム利用規程第2条に定める ETC システムにおける無線通信をいいます。
- ETC カード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行した ETC クレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行した ETC パーソナルカードをいいます。
- ETC 車載器 ETC システム利用規程第3条に定める、自動車に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- セットアップ ETC システム利用規程第3条に定める、ETC 車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。
- ドラぷらの旅 当社が旅行者へ提供する募集型企画旅行をいいます。

(対象車両)

第3条

本商品は、ETC 無線通信により通行が可能な普通車及び軽自動車等の2車種（車種区分は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定により当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。以下同じ。）を対象とします。

(商品構成)

第4条

本商品は、発着エリア別に次の各号に定める商品で構成します。

- 新潟・北信濃・会津周遊プラン 別表(1)に定めるインターチェンジ（以下「IC」といいます。）を周遊エリアとする商品をいいます。
- 新潟周遊プラン（首都圏出発コース） 別表(2)に定めるICを出発エリアとし、別表(4)に定めるICを周遊エリアとする商品をいいます。
- 新潟周遊プラン（川越-花園出発コース） 別表(3)に定めるICを出発エリアとし、別表(4)に定めるICを周遊エリアとする商品をいいます。

(実施期間等)

第5条

本商品の実施期間は、令和6年4月1日（月）から当社が別途定める日までとします。

2 本商品の利用期間は、前項の実施期間のうち、プランに関わらず事前に申込みした利用開始日を含め連続する最大2日間または最大3日間（利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申込みをされた場合、申込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで）とします。なお、本商品は申込時に登録された利用開始日によっては、利用期間が2日間または利用開始日1日限りとなる場合があります。ただし、当社が別途指定した日（当該日が決まり次第、本商品のホームページにてお知らせします。）に該当する日を利用期間に含む申込みはできません。

3 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の通行日時をもって行います。ただし、本線料金所が設置されているIC（関越自動車道 新座本線料金所、東北自動車道 浦和本線料金所等）では、本線料金所の通行日時をもって判定します。なお、日本海東北自動車道 中条本線料金所においては、上り線走行の場合、胎内スマートICをご利用時においては胎内スマートICの通行日時、荒川胎内ICをご利用時は中条本線料金所の通行日時、下り線走行の場合、胎内スマートICをご利用時は胎内スマートICフリーフローアンテナの通行日時、荒川胎内ICをご利用の場合、胎内本線フリーフローアンテナ通行日時をもって判定します。

4 本商品の料金は下表の通りです。

プラン名	2日間プラン		3日間プラン	
	普通車	軽自動車等	普通車	軽自動車等
新潟・北信濃・会津周遊プラン	6,200円	4,900円	7,600円	6,100円
新潟周遊プラン (首都圏出発コース)	—	—	11,000円	8,800円
新潟周遊プラン (川越-花園出発コース)	—	—	10,000円	7,900円

(申込方法等)

第6条

本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、利用開始までに本商品のホームページにて申込みください。本商品申込み前の走行については本商品の適用を受けません。ただし、入口料金所通過後の申込みであっても、出口料金所の通過前に申込みの受付が完了すれば、当該走行から本商品の適用となります。なお、申込みの際は利用開始日、利用期間、車種、申込者氏名、住所（都道府県）、メールアドレス、連絡先電話番号、ETCカード番号及びETCカードの有効期限を登録してください。

2 前項にかかわらず、ドラぷらの旅の旅行商品の申込みとあわせて本商品を申込み、本商品を利用する場合は、この約款に定める事項を承諾のうえ、ドラぷらの旅のホームページにて、同ホームページに記載の申込み締切日までに申込みください。

3 前第2項及に基づく申込みの際、利用開始日、車種、申込者氏名、メールアドレス、連絡先電話番号、ETCカード番号及びETCカードの有効期限を登録してください。

4 当社は、申込みの受付が完了した時には、インターネットメールにより申込者へ通知するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって前項の登録内容に基づく申込みが成立したものとします。

5 本商品の申込みの受付が完了したことをもって、申込み時に登録されたETCカードが高速道路の走行に利用できることを保証するものではありません。（ETCカードの利用可否は発行カード会社または六会社の定めによります。）

6 本商品は、次の各号の条件を満たさないことを確認できた場合は、第4項の規定にかかわらず本商品の申込みを無効とし、第8条第2項又は第8条第3項に定める通行に該当する場合であっても、当社は、通常の料金

(ETC 時間帯割引が適用される場合、ETC 時間帯割引適用後の料金。以下同じ。) の支払いを受けます。

- 一 登録した ETC カード (以下「登録 ETC カード」といいます。) を利用していること。なお、当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が大口・多頻度割引制度のために発行する ETC コーポレートカードは利用できません。
- 二 登録が正しく行われ、内容に誤りが無いこと。
- 三 登録 ETC カードの名義が本商品の申込者又はその家族等であること。ETC カードの名義が法人名義の場合は、本商品の申込者がその法人又はその法人の社員であること。

7 当社が実施する他の企画割引と利用日が同一日の申込みはお控えください。同一日の申込みをした場合は、第 13 条第 2 項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客様が意図しない企画割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。

(登録内容の変更)

第 7 条

本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合の手続きは、次の各号に定める申込みにおいて、当該各号に定めるとおりとします。

- 一 前条第 1 項に基づく申込み 第 13 条第 2 項第 1 号に定める解約を行ったうえで、再度、本商品のホームページにて申込みください。
- 二 前条第 2 項に基づく申込み 第 13 条第 2 項第 2 号に定める解約を行ったうえで、再度申込みを行うため、ドラぷらの旅事務局にお申し出ください。

(利用方法)

第 8 条

本商品の利用は、申込時に登録した利用期間内に、次の各項に示す方法でご利用ください。

- 2 新潟・北信濃・会津周遊プラン 申込時に登録した利用期間内に、別表 (1) に定める区間の通行にご利用ください (回数制限なし)。
- 3 新潟周遊プラン (首都圏出発コース、川越-花園出発コース) 申込時に登録した利用期間内に、次の順でご利用ください。
 - ①別表 (2) または別表 (3) に定める出発エリア内の IC から、別表 (4) に定める周遊エリア内の IC までの通行 (往路: 1 回)
 - ②別表 (4) に定める周遊エリアの相互間の通行 (回数制限なし)
 - ③別表 (4) に定める周遊エリア内の IC から別表 (2) または別表 (3) に定める出発エリア内の IC までの通行 (復路: 1 回)
 - ④新潟周遊プラン (首都圏出発コース、川越-花園出発コース) は、③の通行をもって終了となります。
- 4 高速道路の通行止めにより途中のインターチェンジ等で退出を余儀なくされた場合には、当社の指定するインターチェンジ等から退出し、進行方向に向かって通行止め区間より先のインターチェンジ等 (通行止め解除後は当該通行止め区間のインターチェンジを含む) から高速道路へ進入してください。
- 5 本商品を利用する場合は、申込時に登録した車種 (以下「登録車種」といいます。) に属する自動車 1 台で通行してください。登録した車種より上位の車種で通行した場合は、当社は、各通行について当該上位の車種の通常の料金の支払いを受けます。登録した車種より下位の車種で通行した場合は、当社は登録した車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。
- 6 料金所では、登録 ETC カードを ETC 車載器に挿入し、ETC レーンを ETC 無線通信により通行してください

い。登録 ETC カードと異なる ETC カードで通行した場合は、当社は、通常の料金の支払いを受けます。

7 入口料金所の ETC レーンが点検等により利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に登録 ETC カードと入口通行券をお渡しください。ETC 専用入口をご利用の場合は「ETC/サポート」または「サポート」と表示されたレーンを通行し、一旦停止して係員の指示に従ってください。出口料金所において料金精算機をご利用の場合は、登録 ETC カードと入口通行券を挿入してください（操作が分からない場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。）。

8 出口料金所の ETC レーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員に登録 ETC カードをお渡しください。料金精算機をご利用の場合は、登録 ETC カードを挿入してください（操作が分からない場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。）。ETC 専用出口をご利用の場合は「ETC/サポート」または「サポート」と表示されたレーンを通行し、一旦停止して係員の指示に従ってください。

（請求等）

第 9 条

本商品を申し込み、次の各号のうち、いずれかの走行を行った場合も本商品の料金を請求いたします。

一 第 8 条第 2 項に定める通行を行った場合

二 第 8 条第 3 項①に定める通行を行った場合

2 本商品の申込時に登録した ETC カードに ETC マイレージサービスの還元額（以下「マイレージ還元額」といいます。）がある場合は、マイレージ還元額から本商品の支払いに充当します。なお、ETC マイレージサービスの還元額で引き落とされた分の料金にはマイレージポイントは付きません。

3 本商品の対象となる各通行にかかる料金所の料金表示器の表示、ETC 車載器の料金表示及び音声案内並びに ETC 利用照会サービスの料金表示は通常の料金（ETC 割引が適用された通行の場合は割引後の料金）となります。

4 ETC 利用照会サービス、マイレージ還元額明細に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細は確定時に次の各号のとおりとなります。

一 第 8 条第 2 項及び第 8 条第 3 項①に定める最初の通行は、入口 IC が「企画割引」となり、通行料金の欄が本商品の料金となります。

二 第 8 条第 2 項に定める 2 回目以降の走行及び第 8 条第 3 項②、③に定める通行は消去されます。

5 クレジットカード会社または ETC パーソナルカード事務局（ETC パーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、本商品の対象となる第 8 条第 2 項に定める 2 回目以降の通行及び第 8 条第 3 項②、③に定める通行にかかる走行明細は記載されません。

6 ETC パーソナルカードは、本商品の料金が適用される前の通行料金を含めた未払債務の合計額が、ETC パーソナルカード利用規約に定める利用限度額を上回りますと、利用停止となる場合があります。

【未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例】

別紙参照

（他の割引との適用関係）

第 10 条

ETC マイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。ETC マイレージサービスの還元額がある場合は、ETC マイレージサービスの還元額を先に本商品の料金に充当します。なお、ETC マイレージサービスの還元額で引き落とされた分の料金にはマイレージポイントは付与されません。

- 2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。
- 3 本商品は、前2項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません（本商品の料金の額には、ETC時間帯割引や障がい者割引は適用されません）。
- 4 本商品の対象となる各通行がETCマイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。

（ETCマイレージサービスの特別ポイントの付与）

第11条

令和6年4月1日（月）から当社が別途定める日までの期間における、月曜日から金曜日までの間の平日のみを利用期間として申込み、第8条第1項に定める通行を行った場合、ETCマイレージサービスの特別ポイントを、付与するものとします。ポイントの付与率の詳細は、HPで確認してください。

- 2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月20日までに付与します。

（適用対象外及び無効）

第12条

各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社は、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。

- 一 本商品の利用時に無効なETCカードが登録されているとき
 - 二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき
 - 三 登録ETCカード以外のもを使用したとき
 - 四 登録した車種より上位の車種で通行した時
 - 五 本商品が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき
 - 六 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通行したとき
 - 七 登録した利用期間に第8条第2項及又は第3項に定める通行がなかったとき
 - 八 第8条第2項又は第8条第3項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、周遊エリア内外の料金所相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者の走行分は通常の料金の支払いを受けます（ETC時間帯割引にかかる入口時間、出口時間の判定は分割前の入口時間、出口時間となります。）。なお、入口料金所、出口（または本線）料金所ともに周遊エリア外の場合は、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用外となります。
- 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行について通常の料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、当社は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第26条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。
 - 一 セットアップされたETC車載器を自動車に取り付けず通行したとき
 - 二 登録ETCカードを同時に2台以上の自動車に使用したとき
 - 三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

（解約等）

第13条

登録した利用期間に登録ETCカードで第8条第2項又は第3項に定める通行をした場合は、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。ただし、自然災害等の特別な事情により本商品の適用が適切でないと当社が判

断した場合は、この限りではありません。

2 本商品の解約手続きは、次の各号に定める場合において、当該各号に定めるとおりとします。ただし、いずれの手続きも、本商品の利用開始以降は不可となります。

一 第6条第1項に基づく申込みの場合 本商品のホームページにてその記載内容に従って行ってください。

二 第6条第2項に基づく申込みの場合 本商品の申込みとあわせて申込みしたドラぷらの旅の旅行商品のキャンセルを行うことで、本商品も自動的に解約となります。

3 利用期間中であっても、本商品が適用となる第8条第2項又は第3項に定める通行がない場合に限り、前項各号にかかわらず、解約ができます。この解約手続きは、次の各号に定める場合において、当該各号に定めるとおりとします。

一 第6条第1項に基づく申込みの場合 本商品が適用となる通行の前に、当社お客さまセンターへ解約をお申し出ください。

二 第6条第2項に基づく申込みの場合 ドラぷらの旅事務局にお申し出ください。

4 前2項に定める解約が行われない場合も、登録した利用期間に登録 ETC カードで第8条第2項又は第3項に定める通行が無かった場合は、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金の支払いを受けません。

(個人情報の保護)

第14条

本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

(免責事項)

第15条

当社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。

一 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

二 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき

三 当社の責めに帰することができない企画割引の複数プラン申込みにより、申込者の意図しない請求が行われたとき

四 当社の責めに帰することができない車両の故障等により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき

五 通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

六 雪による通行規制（チェーン規制）により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき

七 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

(約款の変更)

第16条

当社は、特別の事情により、本約款を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。

3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

(附則)

この約款は、令和6年3月15日(金)14時以降の申込及び令和6年4月1日(月)以降の利用開始分から施行しま

す。

別表(1) 新潟・北信濃・会津周遊プラン 周遊エリア

道路名	インターチェンジ
磐越自動車道	猪苗代磐梯高原インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで
日本海東北自動車道	新潟中央ジャンクションから荒川胎内インターチェンジまで
関越自動車道	湯沢インターチェンジから長岡ジャンクションまで
上信越自動車道	上田菅平インターチェンジから上越ジャンクションまで
長野自動車道	更埴インターチェンジから更埴ジャンクションまで
北陸自動車道	親不知インターチェンジから新潟中央ジャンクションまで

別表(2) 首都圏出発コース 出発エリア

道路名	インターチェンジ
東北自動車道	川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで
関越自動車道	練馬インターチェンジから三芳PAスマートインターチェンジまで
常磐自動車道	三郷ジャンクションから土浦北インターチェンジまで
首都圏中央連絡自動車道	あきる野インターチェンジから青梅インターチェンジまで、 桶川加納インターチェンジからつくば牛久インターチェンジまで

別表(3) 川越-花園出発コース 出発エリア

道路名	インターチェンジ
関越自動車道	川越インターチェンジから花園インターチェンジまで
首都圏中央連絡自動車道	入間インターチェンジから桶川北本インターチェンジまで

別表(4) 新潟周遊プラン 周遊エリア

道路名	インターチェンジ
磐越自動車道	新潟中央インターチェンジから津川インターチェンジまで
日本海東北自動車道	新潟中央ジャンクションから荒川胎内インターチェンジまで
関越自動車道	湯沢インターチェンジから長岡ジャンクションまで
上信越自動車道	妙高高原インターチェンジから上越ジャンクションまで
北陸自動車道	親不知インターチェンジから新潟中央ジャンクションまで

ETC でのご利用料金は、お客様がご利用された日から数日後に、一定期間のご利用分をまとめて確定処理を行っております。そのため、未払債務の合計額が一時的にご利用可能額を上回りますと、ドラ割対象すべてのご利用分の料金を確定した時点の未払債務の合計額がご利用可能額を下回る場合であっても、利用停止となる場合があります。

【例】

○デポジット額 40,000 円

○ご利用可能額 40,000 円

○ドラ割商品の料金 10,000 円(6 日間プラン、利用期間:6/5~10)の場合

1. ドラ割商品の料金が適用される前

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000 円、11,000 円、10,000 円、9,000 円)で計算するため 42,000 円となり、一時的にご利用可能額(40,000 円)を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されますと、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。



2. 一部の通行にドラ割商品の料金が適用された後

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000 円、10,000 円、9,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)を合算するため 41,000 円となり、一時的にご利用可能額を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されますと、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。

